

建設関連業務における条件付一般競争入札試行要領

(趣旨等)

- 第1 この要領は、県が執行する建設工事に係る測量、設計及び調査の業務（以下「建設関連業務」という。）の委託に関し、地方自治法施行令第167条の5の2の規定による資格を定めて行う一般競争入札（以下「条件付一般競争入札」という。）の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 条件付一般競争入札は、入札書提出後に最低価格提示者及び建設関連業務総合評価落札方式（簡易型及び標準型）実施要領（平成21年4月1日施行。以下「総合評価落札方式実施要領」という。）第2の規定を適用した業務については、総合評価点の最も高い者から順に入札参加資格要件の審査を行い、適格の場合に落札決定する入札後審査方式条件付一般競争入札により行うものとする。
- 3 条件付一般競争入札は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式又はその他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する入札（以下「電子入札」という。）により行うものとするが、電子入札が困難な場合等は、郵送により書面による入札書を提出する入札（以下「郵送入札」という。）によって行うものとする。

(対象業務)

- 第2 設計額（消費税及び地方消費税の額を含む。）が500万円以上の測量・建設コンサルタント・地質調査・補償コンサルタント・建築設計業務については、原則として、条件付一般競争入札により委託契約を締結するものとする。
- 2 前項の業務以外の建設関連業務に係る契約の執行方法については、建設工事競争入札委員会（以下「入札委員会」という。）又は県工事請負業者指名委員会において決定するものとする。

(入札参加資格)

- 第3 入札に参加できる者に必要な資格に関する事項は、次のとおりとする。
- (1) 入札参加者は、次に掲げる者であつてはならない。
- イ 建設関連業務に係る競争入札の参加資格等に関する規程（昭和61年宮城県告示第1243号。以下「参加資格規程」という。）第5条の承認を受けていない者
 - ロ 開札日において、宮城県建設工事入札参加登録業者等指名停止要領（令和2年4月1日施行）に基づく指名停止を受けている期間中の者
 - ハ 開札日において、宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する措置要件に該当する者
 - ニ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者（更生又は再生手続開始決定がなされた場合を除く。）
 - ホ 開札日において、銀行取引停止となっている者
- (2) 入札参加者は、建設関連業務競争入札に係る入札参加者指名基準（平成14年宮城県告示第370号）第4条第2項、第3項及び第4項の規定に基づく指名の基準を満たしていること。ただし、総合評価落札方式技術提案チャレンジ型については、指名基準第4条第4項の規定は適用しない。
- 2 次に掲げる入札参加条件は、入札に付す業務を発注する課（室）、地方機関又は出先

機関の長（地方振興事務所（地域事務所を含む。）にあっては部長又は支所長。以下「業務担当課等の長」という。）が作成した条件設定調書を内申し、入札委員会で審議の上、決定するものとする。

なお、(3)及び(5)については、原則として設定しないものとする。ただし、業務の規模・技術的難易度を考慮し、契約の適正な履行を確保するために、履行能力を判断する条件として必要最低限の実績については求めることができるものとする。

- (1) 入札参加者の事業所の所在地
- (2) 入札参加者の保有する技術職員の数及び当該技術職員が取得している資格等
- (3) 入札参加者の当該業務と同種の業務を実施した実績
- (4) 配置管理技術者の資格、担当業務数
- (5) 配置管理技術者の当該業務と同種の業務を実施した実績
- (6) その他

（入札参加対象業者数について）

第4 公正な競争の促進と透明性の向上を図る観点から、不特定多数の者が入札参加対象となる状況を確保するため、第3第2項で定める入札参加資格条件は、これを満たす業者数がおおむね10者以上となることを原則とする。

2 県内に本社(店)を有する業者で実施可能な業務で、かつ、対象業者がおおむね10者以上となる場合には、県内に本社(店)を有する業者を対象（いわゆる地域限定型）とする。

（入札公告等）

第5 業務担当課等の長は、条件付一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札公告で定める入札書提出期限の前日から起算して少なくとも10日前に次の各号に掲げる事項を、所定の掲示による公告及び宮城県建設工事等電子入札実施要領（平成17年8月1日施行）第2第3項に規定する宮城県建設工事等電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）に掲載し、入札参加希望者が閲覧及びダウンロードできるようにするものとする。この場合、原則として入札公告等の写しは配布しない。

また、郵送入札を行う場合においては、入札執行者が所定の掲示板等への掲示その他の方法により行うこととする。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札を無効とする旨
- (4) 契約条項を示す場所及び日時
- (5) 現場説明又は仕様書等の閲覧の場所及び日時
- (6) 入札執行の場所及び日時
- (7) 契約書作成の要否
- (8) 入札保証金に関する事項
- (9) 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無
- (10) 前各号のほか必要な事項

（設計図書の閲覧等）

第6 設計図書等は、3部（閲覧・貸出用）を用意するとともに指定の箇所での有料複写もできるものとする。

- 2 コンパクトディスク等（以下「電子媒体」という。）に設計図書等を記録できる業務については、当該電子媒体による貸出しもできるものとする。

（質問の受付・回答）

- 第7 質問の受付期間は、入札公告日から入札書提出期限の前日までの間で6日間程度とし、電子入札システムから業務を発注する課（室）及び業務執行者の所属する地方公所で受け付けるものとする。また、郵送入札を適用した業務にあっては、所定の様式により契約課及び業務担当課等の長の所属する地方公所（以下「発注機関」という。）で受け付けるものとする。
- 2 質問への回答は、質問受付期間後の回答作成期間を確保した上で入札書提出期限の前日までの3日間程度の期間を設定し、発注機関等において回答書を閲覧に供することにより行うものとする。

（業務委託費内訳書）

- 第8 業務担当課等の長は、条件付一般競争入札においては、建設関連業務履行能力確認調査・審査基準（平成16年4月1日施行。以下「審査基準」という。）別紙1の業務委託費内訳書（以下「業務委託費内訳書」という。）を、次のとおり入札参加者全員に入札書と併せて提出を求めるものとする。
- (1) 業務委託費内訳書は、様式を指定するものとし、電子入札システムに当該様式を添付してダウンロードできるようにする。ただし、様式を指定することが困難な場合はこの限りではない。
 - (2) 電子入札システムから電子ファイルのデータの送信（以下「送信ファイル」という。）により提出を求めるものとする。また、郵送入札を適用した業務の場合にあっては、電子媒体に記録した電子ファイルにより提出を求めるものとする。
 - (3) 第1号のただし書の規定による場合は、任意の様式又は指定された様式で作成した業務委託費内訳書を、記録済みの電子媒体又は文書による提出を求めることができるものとする。

（入札参加資格確認票）

- 第9 条件付一般競争入札においては、入札参加資格確認票（別記様式1から3まで）を入札参加者全員に入札書と併せて提出を求めるものとする。

（入札書等の提出）

- 第10 電子入札システムによる入札書の提出は、入札金額等の入力と同システム内で行い、業務委託費内訳書（入札書に添付する業務委託費内訳書に限る。）、総合評価落札方式実施要領第2の規定を適用した業務の場合は同要領第11で規定する総合評価技術資料（以下「総合評価技術資料」という。）及び入札参加資格確認票を添付し、入札公告等により指定された期間内に提出することとする。
- また、郵送入札における入札書の郵送は、二重封筒とし、入札書、業務委託費内訳書及び総合評価落札方式実施要領第2の規定を適用した業務の場合は同要領第11で規定する総合評価技術資料を中封筒に入れ、封かんの上、入札者の名称及び入札参加登録承認番号、入札に係る業務名及び業務番号並びに開札日を表記し、外封筒には入札書を同封した中封筒、入札参加資格確認票、入札公告等により指定された書類及び連絡担当者 の名刺1枚を入れ、表に開札日及び入札書在中の旨を朱書きすることとする。
- 2 既に提出した入札書、業務委託費内訳書及び総合評価技術資料の訂正及び差し替え並びに再提出は認めない。

(入札の無効)

第11 次の各号のいずれかに該当する入札は、原則として無効とする。

- (1) 郵送入札において、業務名等の錯誤がある入札
 - (2) 指定した期日に入札参加資格確認票の提出がない入札。ただし、ダイレクト型一般競争入札において、開札日に入札参加資格確認票の提出がなかった場合に、入札執行者からの求めに応じて直ちに提出があったときは、無効としないものとする。
 - (3) 指定した期日に業務委託費内訳書の提出のない入札
 - (4) 郵送入札において、入札書と当該入札書を同封した中封筒に記載された業務名が異なる入札
 - (5) 入札書と異なる業務又は金額の業務委託費内訳書が提出された入札
 - (6) 郵送入札において、入札公告等に指定された提出先と異なるところに提出された入札
 - (7) 入札公告に規定する入札参加資格等を有しない者のした入札
 - (8) 財務規則（昭和39年宮城県規則第7号）第101条の5のいずれかに該当する入札
 - (9) 落札候補者が、開札日以降落札決定までの間に入札公告のいずれかの要件を満たさなくなった入札
- 2 郵送入札において、入札書の中封筒に入れず、直接、外封筒に入れたものは無効とする。この場合、無効とした入札書は、その郵送されたものを入札執行者と郵送した者で直接確認の上、返却するものとする。

(入札書提出期限等)

第12 入札書の提出期限は、原則として開札日の前々日とする。

- 2 入札書は、電子入札システムを使用して提出期限まで提出しなければならないものとする。
- 3 郵送入札は、配達証明付き郵便により提出期限までに発注機関又は指定した提出先に到達しなければならないものとし、提出期限を過ぎて到達した入札書は、いかなる事由があっても受理しないものとする。
- 4 入札執行者は、郵送入札の提出先として、郵便局の私書箱を指定することができるものとする。

(入札書の保管等)

第13 入札書の管理及び到達の確認等は、電子入札システムにおいて処理するものとする。

- 2 郵送入札により到達した入札書の保管は、発注機関ごとに施錠できる保管場所を設け、入札・契約情報管理マニュアル（平成16年3月31日出納局長通知）に定められた入札・契約関連情報管理責任者（以下「管理責任者」という。）が厳重に管理するものとする。
- 3 郵送入札による入札書の到着の確認の問い合わせについては、入札書投かん者が郵便局からの配達証明の返信通知で各々確認できることから、一切応じないものとする。

(入札調書の作成)

第14 入札調書は、電子入札システムにより作成するものとする。

- 2 郵送入札を適用した業務の場合は、発注機関の入札担当者（以下「入札担当者」という。）は、開札日前日に管理責任者の許可を得て、入札書が郵送された中封筒の表記を

基に入札調書を作成するものとする。この場合、いかなる理由があっても中封筒を開封してはならない。

- 3 入札担当者は、前項の入札調書の作成に当たり、入札参加条件に合致しない業種の業者及び宮城県工事管理システムに入力できない業者にあつては、入札調書に手書きで追加記載する（資格審査は入札後に行うので、明らかに資格がないと分かる業者であつても、入札調書には記載しておく。）ものとする。
- 4 電子入札を適用した業務で郵送入札も併用して執行する場合は、電子入札システムによる入札調書に、郵送入札も追加して作成するものとする。この場合の郵送入札書の取扱は、第2項に準ずるものとする。

（開札）

- 第15 開札は、入札公告で指定した開札日時、開札場所において開札するものとする。
- 2 開札は公開とし、希望があれば入札参加者以外の立会いも認めるものとする。
- 3 開札時に入札参加者が立ち会わないときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の8の規定により当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。その場合、当該職員は、入札調書に立会人の記名を行うものとする（入札参加者が立ち会う場合は、入札参加者の記名は不要）。
- 4 入札回数は、予定価格を事前公表することから1回とする。
- 5 入札執行者は、開札後、最低価格提示者から上位5者の価格までの入札金額、業者名、調査基準価格を公表の上、入札を保留し、最低価格提示者（総合評価落札方式実施要領第2の規定を適用した業務については、総合評価点の最も高い者）から順に資格審査を行った上、後日落札決定する旨を宣言する（調査基準価格を下回った場合は履行能力確認調査のため、総合評価落札方式実施要領第2を適用した業務にあつては総合評価を行うため保留する旨をあわせて宣言する。）ものとし、郵送入札を適用した業務の場合を除き、電子入札システムでの通知を併せて行うものとする。

（低入札価格調査の実施等）

- 第16 条件付一般競争入札の低入札価格の調査は、建設関連業務に係る履行能力確認調査実施要領（平成16年4月1日施行。以下「実施要領」という。）に基づく対象業務とする。なお、参加資格規程第5条の承認を受け、当該入札案件の入札参加資格条件に示された「登録部門」、「登録等級」及び「事業所の所在地に関する条件」のいずれかを満たさない業者が行った入札は無効な入札とし、審査基準の3数値的判断基準の入札参加者から除くものとする。

（入札参加資格確認書類の提出）

- 第17 入札執行者は、第15第5項の規定により入札を保留したときは、速やかに落札候補者（最低の価格をもって入札した者又は総合評価点が最も高い者のうち入札価格が低い者をいう。ただし、それらの者が2人以上あるときは、くじにより決定された者をいう。）に連絡し、入札公告に基づき次に掲げる入札参加資格確認のための書類の提出を電子入札システムにより求めるものとする。また、郵送入札を適用した業務の場合は、書面により提出を求めるものとする。この場合、落札候補者は、入札参加資格確認書類を、提出を指示された日から起算して、原則として2日以内（土曜日、日曜日及び休日等を除く。）に提出しなければならないものとする。ただし、入札公告に別に定めがある場合及び入札執行者が別に提出日を指定した場合は、この限りでない。
- (1) 入札参加者の業務実績に係る契約書等又は業務カルテの写し
- (2) 配置技術者の資格を証明する書類（資格者証等）の写し

- (3) 配置技術者の業務実績に係る契約書等又は業務カルテの写し
 - (4) 配置技術者の役割等を記載した「業務実施体制図」
 - (5) その他入札執行者が入札参加資格確認等のため必要と認めた書類
- 2 落札候補者が前項の規定に基づく期限内に入札参加資格確認書類を提出しないとき、又は落札候補者が入札参加資格確認のために入札執行者が行う指示に応じないときは、当該落札候補者のした入札は、入札参加資格のない者のした入札とみなし、無効とする。

(入札参加資格の審査)

- 第18 入札執行者は、入札公告等に示した入札参加条件に基づき、最低価格提示者（総合評価落札方式実施要領第2の規定を適用した業務については、総合評価点の最も高い者）から順次審査し、適格者が確認できるまでこれを行うものとする。
- 2 前項の審査は、入札書、第10及び第17の規定により提出された書類により行うものとする。
- 3 資格審査の手順は、別に定める資格審査票によりそれぞれの項目ごとに入札公告に示す入札担当班及び業務担当班が、提出書類の内容について審査し、審査結果を入札執行者に提出するものとする。
- 4 入札執行者は、入札参加資格の審査に疑義が生じた場合は、入札委員会に諮るものとする。
- 5 調査基準価格を下回った入札で、建設関連業務履行能力確認調査・審査基準（平成16年4月1日施行）で定める数値的判断基準（以下「数値的判断基準」という。）により落札不適当と判定された場合は、第1項から前項までの規定は適用しない。

(落札決定又は入札参加条件不適格の決定)

- 第19 入札執行者は、落札候補者が入札参加資格を満たしていることを確認した場合は、落札決定する。
- 2 入札執行者は電子入札システムにより該当する入札参加者に対して落札決定を通知するものとする。ただし、郵送入札を適用した業務の場合は、電話等で通知する。
- 3 入札執行者は、落札者に対して電話等で連絡を取り、契約締結に必要な書類の提出を指示する。
- 4 入札執行者は、落札候補者が入札参加資格を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して、電子入札システムにより、不適格の旨を通知する。ただし、郵送入札を適用した業務においては、別紙入札参加不適格通知書（様式1号）を送付する。
- 5 調査基準価格を下回った入札で、数値的判断基準により落札不適当と判定された場合は、第1項から前項までの規定は適用しない。
- 6 落札決定までに入札公告に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合は、入札参加資格がないものとみなす。
- 7 総合評価落札方式実施要領第2の規定を適用した業務については、第1項の規定にかかわらず、同要領第9の規定により落札者を決定するものとする。

(入札結果の公表)

- 第20 落札決定の翌日から、入札結果等の公表要領（平成20年4月1日施行）に基づき公表するものとする。
- 2 入札調書には、次に掲げる事項を表示するものとする。
- (1) 入札参加資格不適格となった入札者の右側には「資格不適格」と表示するとともに、不適格とした理由を表示するものとする。

- (2) 調査基準価格を下回った入札で、履行能力確認調査により落札不适当となった入札者の右側には「落札不适当」と表示するとともに、不适当とした理由を表示するものとする。
- (3) 郵送入札を適用した場合においては、落札者となった入札者の入札金額の右側に「落札決定」と表示するとともに、落札決定日を表示するものとする。

(談合情報があつた場合の対応)

第21 談合情報があつた場合は、原則として談合情報対応マニュアル（平成30年4月1日施行）に基づき対応する。

- 2 入札執行者は、談合情報により入札参加者からの事情聴取の必要が生じた場合は、開札日を延期し、入札書提出期限後にこれを行うものとする。この場合、当該入札参加者は、事情聴取の際に入札執行者が指定した業務委託費内訳書を提出しなければならないものとする。

(書類の作成費用)

第22 紙入札及び電子入札において、公告等で指示する仕様書及び総合評価資料等の入札に係る資料の入手及び作成費用については、全て入札参加者の負担とする。また、県が起因となった中止及び不調においても同様とする。

なお、中止及び不調に伴う再公告により別途指示があつた場合においてはこの限りではないものとする。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。